

航空自衛隊大滝根山分屯基地仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	工事仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
件名又は品名等	庁舎北側外柵改修工事	大滝根山 施工－ 8－ 5	
		承認	令和 8 年 9 月 7 日
		作成	令和 8 年 5 月 2 0 日
		改正	
		作成部隊等名	第 2 7 警戒隊 基地業務小隊 施設班
1 工事件名 庁舎北側外柵改修工事 2 工事場所 大滝根山分屯基地 3 工期 契約日 ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日 4 工事概要 本工事は庁舎北側外柵の老朽化に伴い、改修するものである。 5 一般共通事項 5.1 共通仕様 a) 図面及び本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の“公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編，電気設備工事編，機械設備工事編）”（以下“改修標準仕様書”という。），“公共建築工事標準仕様書（建築工事編，電気設備工事編，機械設備工事編）”（以下“標準仕様書”という。）による。 b) 本仕様書において適用する関係法令等は、次の各号に掲げるものによる。 1) 労働基準法（昭和 2 2 年 4 月 7 日法律第 4 9 号） 2) 建築基準法（昭和 2 5 年 5 月 2 4 日法律第 2 0 1 号） 3) 消防法（昭和 2 3 年 7 月 2 4 日法律第 1 8 6 号） 4) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年 3 月 2 7 日通商産業省令第 5 2 号） 5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年 1 2 月 2 5 日法律第 1 3 7 号） 6) その他関係法令，上記の下位諸法令及び地方公共団体等の関係各条令並びに各種規則類の最新版 c) 本仕様書に記載していない事項及びその他工事実施上，疑義を生じた場合は，監督官と協議し，指示を受けるものとする。 d) 本仕様書に記載されていない事項においても，現場の収まり，取合い等の関係により必要なものは契約相手方が実施するものとする。材料の寸法，取付け位置及び工法を変える場合は，監督官と協議により行う。この場合における工期の延長はしないものとする。 5.2 基地内共通事項 契約相手方は，基地内において法令及び基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。以下に代表的な遵守事項を示すほか，細部は監督官及び検査官の指示に従わなければならない。 a) 本工事の施工場所において基地の電気及び水道を使用する必要がある場合は，契約相手方が経費を負担するものとする。ただし，使用の際は監督官の許可を得るものとする。 b) 契約相手方は，基地及び基地の施設への立入りに関し，規則に基づく所要の手続を実施し，基地司令の許可を受けるものとする。			

- c) 仮設トイレの設置については、監督官と協議するものとし、費用については契約相手方が負担するものとする。
 - d) 施工中のトイレ使用については、仮設トイレ又は厚生センター1階のトイレを使用するものとする。これによりがたい場合は、監督官と協議するものとする。
 - e) 契約相手方は、基地内において本工事の施工に必要な場所以外への立入りは行わないほか、細部は監督官の指示に従うものとする。
 - f) 契約相手方は、基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
 - g) 契約相手方は、基地内における写真撮影について、本工事に必要な場合及び内容のみとし、監督官の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては監督官への提出後完全に消去し、保持してはならない。
 - h) 契約相手方は、官側から貸与された設計図書等を当該工事関係者以外に貸出、複製又は閲覧させてはならない。また、工事完成後速やかに返納すること。
 - i) 契約相手方は、本工事に関連するデータについて、ファイル交換ソフトがインストールされていないパソコン等を使用するものとし、必要書類の提出後、当該データを消去し、当該データを保持しないものとする。
 - j) 本仕様書に記載されていない事項で、関係法令等上、当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関係法令等に基づき実施するものとする。
- 5.3 基地内における共通規定事項
- a) 作業時間は、8時15分から17時までを基準とし、休憩時間は監督官の指示に従い、1時間とするものとする。細部は監督官の指示による。
 - b) 基地内における車両等の運行は、公道と同様に交通規則を厳守し運行する。
 - c) 基地内における車両の制限速度は、別に示す場合を除き25キロメートル毎時（防衛道路30キロメートル毎時）とする。
 - d) 携帯電話は、車内又は建物内の指定場所に保管し、事務所内へ持ち込まないこと。また、通話及び操作は、事務所外で行うこと。
 - e) 朝夕の国歌吹鳴時（土曜日及び日曜日を除く8時15分及び17時）は、騒音を発生させたり国旗掲揚塔の前を移動しないこと。
- 5.4 官公署その他への届出等
- a) 工事の着工、施工及び完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅延なく行うこと。
 - b) 届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督官に報告すること。
 - c) 関係法令等に基づく官公署その他機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等は、契約相手方の負担により行うこと。
- 5.5 工事の一時中止、工期の変更
- 工事の一時中止、工期の変更が必要となった場合は、直ちにその状況を監督官に報告し契約担当官と協議のうえ指示を受ける。
- 5.6 管理事項
- a) 工事の実施にあたっては、安全管理を十分に行い、万一事故が発生した場合は、契約相手方の責任により処置するものとする。
 - b) 工事に伴い破損した箇所は、在来にならい収まり良く補修するものとする。
 - c) 工事場所は、常に清掃を確実に実施し、使用材料等は指定した場所に整理整頓して保管するものとする。
 - d) 工事写真は、施工前、中、後、工事完了後の確認が困難な箇所、材料及び完了確認等、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定“営繕工事写真撮影要領”に準じて撮影するほか、監督官の指示により撮影し、2週間に1回を基準に工事経過の記録帳（工事写真帳）を提出するものとする。
- 5.7 発生材の処理
- a) 発生材の処理に係る経費は、契約相手方の負担によるものとする。
 - b) 部隊が引き継ぐものとされた発生材（有価物）は、指定場所へ種別ごとに運搬整理のうえ、仮囲い及び所要の表示等を行い監督官の確認を受け、発生材報告書を添えて提出するものとする。
 - c) 上記b)を除く、再生資源として利用しないもの及び部隊に引き渡しを要しないものとされた発生材は全て場外に搬出し、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法

律第137号) (以下“廃棄物処理法”という。), 建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日建設省経建発第3号)その他関連法令等に従い適正に処理するものとする。

5.8 産業廃棄物の処理

- a) 本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分(又は特定建設資材の再資源化に係る処分)は, 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律104号))に基づいて適正に処分するものとする。
- b) 本工事の施工により発生する産業廃棄物の処分(又は特定建設資材の再資源化に係る処分)は, 工事内容の項目のとおり見込んでいる。なお, 現場から受け入れ場所までの運搬距離, 受け入れ費用及び発生概数量については監督官と協議の上, 清算するものとする。
- c) 石綿含有吹付材及び石綿含有保温材等の除去について, 発生概数量は発生材の設計数量に加え, 消耗品(隔離シートや保護衣など)を含んだ数量とする。
- d) 産業廃棄物の処理にあたっては, 廃棄物処理法に基づき, 都道府県知事又は政令指定都市長等の許可を受けた業者により処理を行うものとし, 当該業者の許可証又は委託契約書の写しを提出するものとする。
- e) 特別管理産業廃棄物の処理方法は, 監督官の指示を受けるものとする。

5.9 提出書類等

契約相手方は, 以下の書類等を提出又は提示しなければならない。なお, 書類の定型については監督官が指定する様式とする。ただし, 監督官が提出等を要しないと指示したものを除く。

- a) 入門許可申請書及び入門者名簿 各1部
- b) 現場代理人等指名通知書 各1部
- c) 工事工程表 1部
- d) 着工届 1部
- e) 材料搬入報告書 1部
- f) 工事完成通知書 各1部
- g) 出荷証明, 納品書 1部
- h) 工事写真 1部
- i) 発生材調書 1部
- j) その他監督官が指示した書類
- k) 施工体制台帳
- l) 下請契約に係る書類の写し及び再下請負通知書等
- m) 施工体系図

5.10 残業の通知

次に示す施工を必要とする場合は, あらかじめ監督官へ通知するものとする。

- a) 課業時間(平日の8時15分から17時)を超える施工
- b) 土曜日, 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日等の施工
- c) その他監督官が必要と指示したもの。

5.11 現場管理

- a) 施工管理 現場代理人は, 工事施工に関する諸法規及び諸規定に精通し, かつ, 十分な経験を有するものとする。国家資格等を必要とする施工の場合は, その資格を有する主任技術者を選任するものとする。
- b) 現場代理人
 - 1) 現場代理人は, 工事現場に常駐し, その運営, 取締りを行うものとする。ただし, 工事現場における運営, 取締り及び権限の行使に支障がなく, かつ, 監督官との連絡体制が確保されると監督官が認めた場合には常駐を要しないことができる。
 - 2) 施工期間中は監督官と施工の開始前, 終了後に必要な調整を行う。
 - 3) 品質, 工程等の施工管理を行う。
 - 4) 工事関係者に, 工事関係図書及び監督官に受けた指示内容について周知徹底を図る。

- 5) 既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等について、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行い、工事に伴った損傷等の部分は原状回復するものとする。
- 6) 工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。
- 7) 溶接作業など火気を使用する場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに適切な消火設備、防災シート等を設けるなどの防火措置を行う。
- 8) 化学製品の取扱いに当たり、健康と安全の確保及び環境保全に努める。
- c) 後片付け 工事の完成に際しては、建築物等の内外の後片付け及び清掃を行う。
- d) 交通安全管理 工事材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について関係機関と十分打ち合わせのうえ、交通安全管理を行う。
- e) 技術者の専任 主任技術者は、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等）で、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者の兼務をすることができるとし、専任が必要ない工事を含む場合は、原則2件程度とする。

5.12 材料

a) 材料の品質等

- 1) 設計図書に定める品質及び性能を有する新品とし、規格証明書又は性能等を証明できる資料を監督官に提出する。ただし、仮設に使用する材料についてはこの限りではない。
- 2) J I S（日本産業規格）又は J A S（日本農林規格）のマーク表示のある材料を使用する場合は、資料の提出を省略することができる。
- 3) 工事に使用する材料は、着工に先立ち色見本及び承認図等を監督官に提出し、承認を得る。特に設計図書に定めるメーカー以外の材料を使用する場合は、品質及び性能が同等品以上であることの証明となる資料を提出し承認を得るものとする。

b) 材料の検査

- 1) 現場に搬入した材料は、種別ごとに監督官の検査を受ける。
- 2) 現場に搬入した材料のうち不合格となった工事材料については、遅滞なく工事現場から搬出させ、良品と交換しなければならない。この場合において、交換した材料については再検査をするものとする。

c) 材料の検査に伴う試験

- 1) 材料の品質及び性能を試験により証明する場合は、監督官の承諾を得た試験方法による。ただし、あらかじめ監督官の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 2) 試験に先立ち試験計画書を作成し、監督官に提出する。
- 3) 試験は、原則として監督官の立会いのものと行う。
- 4) 試験の結果は、監督官が適否を判断し合格したものでなければ使用することができない。

d) 材料の管理

- 1) 品質管理に注意し、破損等においては契約相手方の責任において処置するものとする。
- 2) 盗難紛失等があった場合は、契約相手方の責任において処置するものとする。

5.13 施工

a) 施工

- 1) 施工については、設計図書、施工計画書及び監督官の承諾を得た工程表並びに施工図等に従って行う。
- 2) 別契約工事と施工上密接に関連する工事については、監督官の調整に協力し、当該工事関係者とともに、工事全体の円滑な施工に努める。

b) 工法の提案

- 1) 設計図書によることが困難又は不都合な場合（特に関連法令に抵触する等）は、設計図書に定められた工法以外で、所要の品質及び性能の確保が可能な工法並びに環境の保全に有効な工法を提案する。
- 2) 提案した工法については、監督官と協議し承諾を得て施工すること。

5.14 確認・検査

契約相手方は、検査又は確認等に必要な資機材及び労務等を提供する。

- a) 中間確認 監督官の確認を以下の場合に実施する。
 - 1) 隠ぺいとなる部分で施工後確認できない場合
 - 2) 施工毎、工程毎に確認を必要とする場合
 - 3) 設計図書に定められた場合
 - 4) 一工程の施工を完了した場合
 - 5) 施工の各段階の施工状況や完成状態、材料、試験結果等について、契約相手方より提出された資料や設計図書に基づき、監督官が適否を判断する場合
- b) 完了確認 監督官は、仕様書に示す現場の施工が完了し、検査官による現場の検査前に行うものとする。
- c) 完了確認（検査） 検査官は、現場において原則監督官立ち合いの下に契約書、図面、仕様書、現場説明書その他の関係書類と照合し、その適否を検査するものとする。
- d) 完成検査 検査官は、以下の全ての要件を満たす場合に実施する。なお、検査官及び監督官の事前の承諾を得た場合における、産業廃棄物管理票（D及びE票）の写しその他の工事関係図書の提出については、事後の提出とすることができるものとする。
 - 1) 仕様書に示す全ての工事の完了
 - 2) その他監督官の指示する事項

6. 特記事項

6.1 工事概要

本工事は、完全週休2日制工事（土日）の試行対象工事である。

a) 週休2日の考え方

- 1) 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、達成しているとみなす。なお、降雪、出水期、猛暑日等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。
 - 2) 対象期間は、工事着工から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
 - 3) 現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された日をいう。
- b) 現場閉所実績報告書 受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官へ提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。

6.2 工事内容

工 事 項 目	単 位	数 量	備 考
既設柵撤去	m	111.6	基礎ブロック含む。
基礎ブロック設置	個	63	400×400×500mm
支柱・金網設置	本	63	忍び返し付

6.3 使用材料

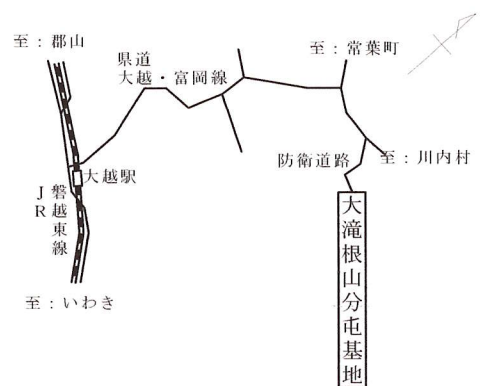
名 称	規 格	備 考
柵柱（63本）	支柱間隔1,800mm 柵高 1,800mm	忍び返し付
胴縁（223.2m）	柵柱に準ずる。	φ42.7×2.3
金網（111.6m）	線径3.2mm 網目寸法56mm	
有刺鉄線（334.8m）	2.6mm以上の2本 ピッチ：100mm	
横張番線（446.4m）	＃8(4.0mm)	
取付金具等	メーカー及び製作所仕様による。	
基礎ブロック（63個）	400×400×500mm	
再生クラッシャー（1.2m ³ ）	RC-40 粒度40mm～0mm	

※ この仕様書に記載したカタログ製品名等は、製品を選定する際の参考としたものであり、当該製品を指定するものではない。

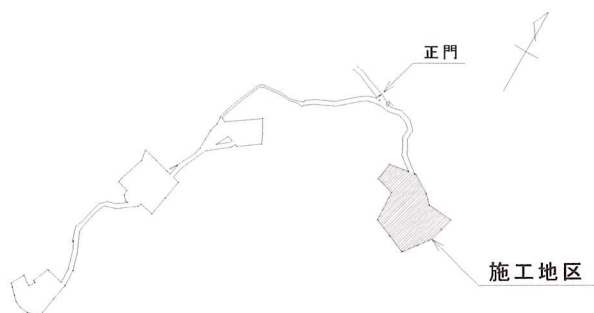
6.4 添付図面

a) 別図第1 “案内図・配置図”

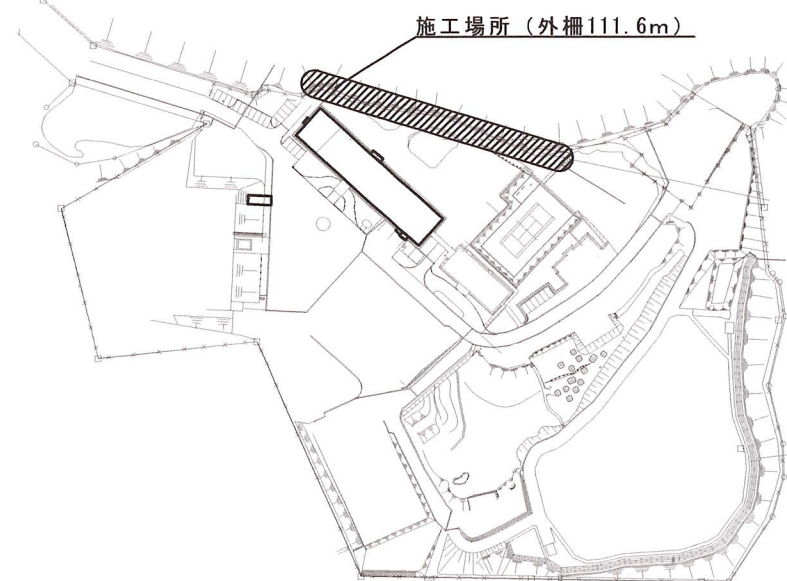
b) 別図第2 “平面図・断面図・立面図”



案内図 S=Nonscale

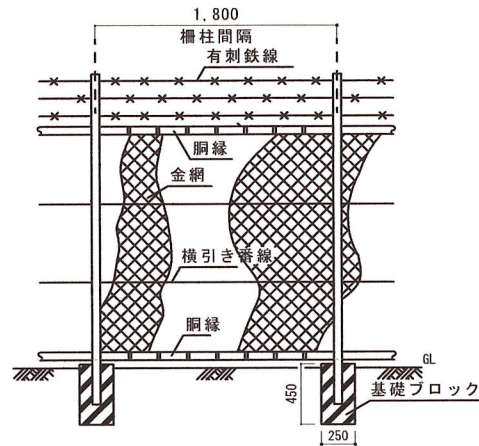


配置図 (施工地区) S=Nonscale

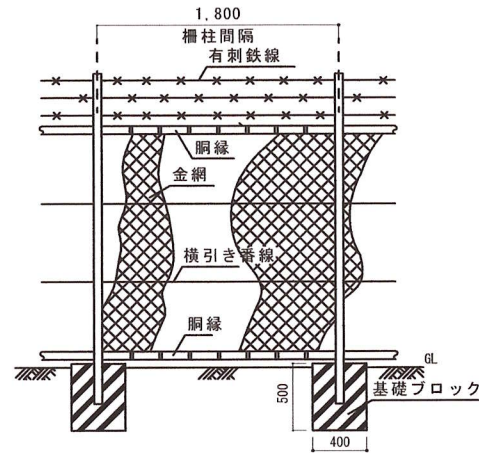
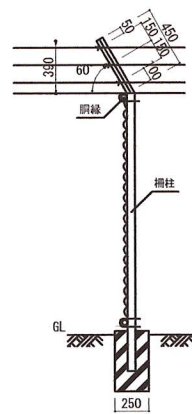


配置図 (施工場所) S=Nonscale

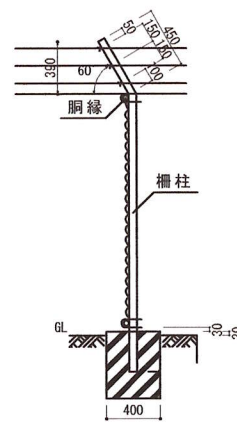
工事件名	庁舎北側外柵改修工事	図番	1/2
図面名	案内図・配置図	縮尺	図示
大滝根山分屯基地 施設班		年月	R8.5



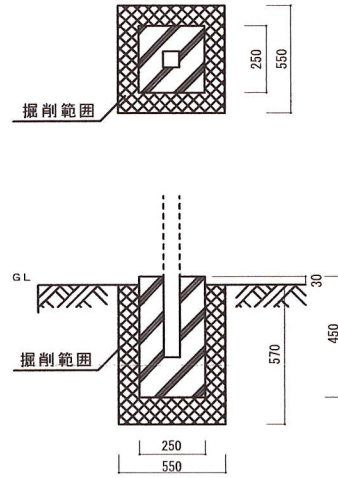
改修前立面図



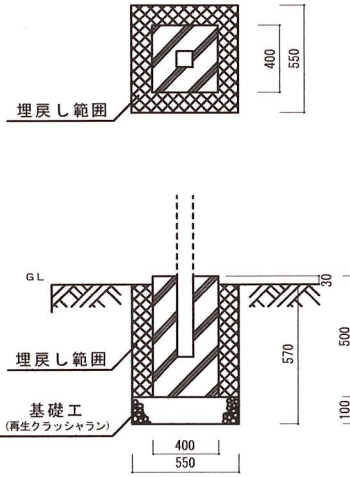
改修後立面図



S=Nonscale



掘削範囲平面・断面図



埋戻し範囲平面・断面図

S=Nonscale

工事件名	庁舎北側外柵改修工事	図番	2/2
図面名	平面・断面図・立面図	縮尺	図示
大滝根山分屯基地 施設班		年月	R8.5